

Title	〔商法四四〕 発起人が払込未済の場合と会社成立後における株主地位の取得 (東京地裁昭和三七年五月二四日判決)
Sub Title	
Author	高鳥, 正夫(Takatori, Masao)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1965
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.38, No.9 (1965. 9) ,p.94- 96
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19650915-0094

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 四四〕 発起人が払込未済の場合と会社成立後

における株主地位の取得

東京地裁昭和三十七年五月二十四日判決
 昭和三十六年(ワ)一九五九号株主権争
 下級民事第一三卷五号一〇五八頁

【判示事項】 株式の引受をした発起人が株金の払込をしない場合と会社成立後における株主としての地位取得の有無

【参照条文】 商法第一六九条、第一七七条、第一九二条

【事実】 原告X₁、及び訴外Aは被告Y会社の設立に当つて発起人となり、X₁は三、一〇〇株、X₂は五〇〇株、X₃及びAはそれぞれ一、〇〇〇株の株式を引受けた。Aは会社設立後に死亡し、X₄が相続によつてAの地位を承継した。Y会社は既に昭和二五年九月二十九日に設立登記を完了しているが、Y会社はX₁がその引受けた株式について未だに株金の払込を完了していないことを理由として、会社の株主たることを否認しかつ株券の交付を拒絶している。そこでX₁はY会社の株主たることの確認を求めると共に、株券を發行交付することを求めたのが本件である。

【判旨】 請求認容

株式会社においては、それが物的会社であることの要請上、会

社成立前に株式の引受がなされることが要求せられるのみでなく、株式の引受をした発起人又はその他の株式引受人によつて株金全部の払込がなされることが要求せられることは勿論であるけれども、仮りにかかる発起人又は株式引受人において株金の払込をしなかつたとしても、これが発起人の責任の原因となることはありえても、会社が成立した以上、これらの者は直ちに当該会社の株主たる地位を取得するのであつて、その地位を喪失するものではない。もつとも払込をしない発起人以外の株式引受人は失権手続によりその権利を失うことがあるが、株式の引受をした発起人についてはかかる失権手続はなく、株金の払込の有無によつて株主たる地位に何らの消長をきたすものではない。

「原告ら(但し原告X₄を除く)及び訴外Aがその引受けた株式の全額につき払込をなしたか否かについては、原告ら提出の証拠をもつてしては必ずしも明らかではないが、前記当事者間に争なき事実によれば、原

告らはその主張の株式を有する株主といわなければならぬ。しかして株券が株主権を表彰する有価証券であつて会社成立後遅滞なく発行すべきものとせられる以上、被告において他に特段の主張立証のない本件にあつては、被告は原告らに対し、原告ら主張の株数の記名式株券を発行すべき義務あるものといわなければならぬ。

【評釈】 判旨に賛成。

判旨の前段は発起人またはその他の株式引受人が株金の払込をしなにもかかわらず会社成立に至つた場合、何人が株主となるかという問題をとりあげて、その場合にはいづゆる発起人の払込担保責任(商一九)が生ずることはあつても、最初に株式を引受けた発起人またはその他の株式引受人がそのまま株主たる地位を取得するのがたてまえである。もちろんその場合でも、株金の払込をしない株式引受人が会社成立前に失権手続(七九)によつて失権させられれば別であるが、発起人についてはこの失権手続の規定は適用されないから、本件のように発起人が払込未済の場合には、右のたてまえに従つて、その発起人は会社成立後には株主となると判示している。これらの点はいずれも通説の承認するところであつて(たとへば大橋健一「土徳二〇九頁、田中誠二「最新会社法論」上巻一八三頁など、但し伊沢孝平「一部の新解新会社法」二八二頁は発起人に対しても失権手続を行ふとする)。

発起人自身の引受株式について払込未済が問題となつたのがやや珍らしいという点を除けば、他に特に問題はない。

これに対して判旨の後段は、会社設立によつて株主となつた発起人に対しては、その者が払込をなしたか否かにかかわらず、会社は特段の主張立証をしない限り遅滞なく株券を発行すべきであるとし

ているが、この点については検討を要する問題がある。すなわち、株主に対して会社が遅滞なく株券を発行すべきであるという点(六二)異論の余地もないが、判旨が特段の主張立証をすればその限りではないという場合の特段の主張立証とは何を意味しているのであろうか。この点については、たとへばまだ払込を完了していないから株券の交付を拒否できるというように、双務契約における同時履行の抗弁権(民五)類似の関係、ないしは払込を完了した株主との間に生ずる不均衡を避けるための株券不発行の抗弁を予想しているようにも読みとれる。けれども判旨は同時に、原告ら及び訴外Aがその引受けた株式の全額について払込を了したかどうかは、原告ら提出の証拠をもつても必ずしも明らかでないとした上で、なお会社に株券の発行を義務づけているわけであるから、判旨はまだ払込を完了していないから株券の交付を拒否するというような主張は考へていないと解すべきである。従つてここではそれ以外の主張、たとえば既に株券を発行済であるというような主張を予想しているのではないかと思われる。

そこで問題は、株式引受人が払込未済のまま設立登記を経て会社成立に至つた場合、その株式引受人は株主となることは争ないとしても(商二八〇)、いつたいどの範囲で株主となるのか、払込を済ませた株主との間に何らかの差異があるかという点である(会社の設立無効となれるかについて和歌山地判昭三三)。本件で問題となつたのは株主に対する株券発行の点であるが、株式引受人が払込義務を履行して株主となり種々の権利を取得するという関係は、いづゆる双務契約に類

似た關係であるとしても、商法が設立登記を完了している場合には、払込義務の未済から生ずる会社設立無効の問題は一応発起人の担保責任によつて解決させようとしている以上、未払込を理由に株券交付を拒否することは許されないものと考ええる。そしてこれを実質的にみても、会社としては会社成立後に株主からの株券交付を拒否する前に、払込未済の引受人に払込義務を履行せしむべきであつたからである(石井照久編「証券株式會社」もつともこの点については、本件の場合にはその払込未済が発起人について生じたわけであるから、その引受人たる発起人に払込をなさしめないのが悪いといつても、払込をなさしむべき者はまた発起人自身なのであるから、その

〔労働法 一七〕 行政官庁に届出のない就業規則の効力

【事實】 被申請人(以下「会社」という)は、東京都西多摩郡福生町において従業員約三〇名をもつて自動車教習所の業務を営むものであり、申請人は、昭和三八年二月一〇日頃会社に雇われ、技能指導員の業務に従事してきたところ、昭和三九年一月二三日会社から解雇の意思表示を受けた。

ような場合にはその発起人に対する株券交付を拒否できると解するのが妥当であるという批判も考えられる。けれども引受人たる発起人が払込未済の場合には、引受人としての払込義務をいぜん免れえないと共に、発起人としての払込担保責任も課せられているのであるから、その払込未済が何人について生じたかによつて、株券発行の点で差異を設けるだけの合理性も存しないであろう。判旨後段の立場はこのような考え方に立つて結論を出したものと思われるから、その意味では、この点も妥当なものと考ええる。

(高島正孝)

東京地裁自動車教習所事件
 昭三九裁一〇〇判第二一四号
 労働経済判例通報五三〇号

【事實】 被申請人(以下「会社」という)は、東京都西多摩郡福

解雇理由は次の通りである。
 (一) 1 (勤務状況の不良) 申請人は、昭和三八年以降解雇までの間無届欠勤一五日、無届早退一回に及んでいる。このような勤務状況では、毎日多数の教習生を指導教習する会社の業務運営に基だし

い支障を来たす。